入札公告共通事項【事後審查型】

1 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 可児市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあっては、更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく民事再生手続開始の申し立てをした者にあっては、再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 入札公告日から開札日までの期間に、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領(平成3年可児市訓令甲第2号。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止又は建設業法第28条の規定による営業停止の処分を受けていないこと。
- (6) 可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年可児市訓令甲第47号)に基づく指名停止措置 を、当該工事の開札日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。(入札公告に定める。)
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係ある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

①資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

- ③上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ④その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- (9) 建設業法に規定する許可業種のうち、入札公告において示す建設業の許可を受けていること。
- (10) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法 (大正 11 年法律第70号) 第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第7条の規定による届出の義務
- (11) 対象工事に建設業法第 19 条の 2 に基づく現場代理人を置くとともに、同法第 26 条の規定に従い、この工事に対応する主任技術者又は監理技術者を適切に施工現場に配置し、所定の工期内に安全に施工できること。 ただし、現場代理人は主任技術者又は監理技術者と兼ねることができる。
- (12) 本工事に従事する専任の主任技術者又は監理技術者は、本件の入札参加申請の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

2 入札参加申請に関する事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより「入札参加資格確認申請」を行うこと。申請時に入札参加資格確認申請書の添付ファイルとして事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書を提出すること。 ただし、紙入札方式の場合は、事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書の持参を認める。(郵送又は FAX による送付は受け付けない。)
- (2) 入札参加資格の確認については、申請時に行う基本的な事前確認と、開札後に落札候補者に対し提出を求める事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書等及び確認資料に基づいて行う書類審査の2段

階に分けて実施する。

- (3) 基本的な事前確認の結果については、電子入札システムにより通知する。(紙入札方式の場合は、電子メール又は FAX により通知する。)
- (4) 申請受付期間内に申請がない者又は基本的な事前確認の結果、参加資格がないと認められた者は入札に参加できない。

3 設計図書等の閲覧、質疑応答

(1) 設計図書等の閲覧

設計図書等は可児市ホームページから入札公告に示す期間内にダウンロードすること。

(2) 質疑応答

設計図書等に関して質問がある場合は、可児市ホームページから質疑書の様式をダウンロードし、入札公告 に示す期限及び提出先に提出すること。

① 提出方法

電子メールにより提出すること (利用できない場合のみFAXを認める。)。送信した場合は、入札担当課 に電話により受信を確認すること。

- ② メールアドレス keiyaku@city.kani.lg.jp
- ③ 質疑があった場合、その回答については、入札公告に別の方法を特に示さないときは、後日速やかに質問 提出者のみに回答する。また、質疑の回答を市ホームページに掲載する場合は、入札参加者は、質疑提出の 有無にかかわらず、当該質疑回答を必ず閲覧すること。

4 入札手続等に関する事項

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式によることができる。

- (1) 紙入札方式の場合の入札方法は持参とし、郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。
- (3) 開札は、入札公告で定める日時及び場所において入札者又はその代理人の立会いのうえ行う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員が立ち会う。ただし、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であって、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないことができる。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額を入札書に記載すること。
- (5) 開札後、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として決定し、落札者の決定を保留した上で、開札 を終了する。

落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。

5 入札の無効に関する事項

入札公告に示した参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに可児市契約規則(昭和39年規則第6号)第14条及び可児市競争入札参加者心得に違反した入札は無効とする。

6 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加者は、紙媒体の工事費内訳書を入札書とともに持参すること。
- (2) 工事費内訳書は、金抜き設計書の本工事費内訳書に金額を記載したものとする。ただし、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。なお、独自様式を使用する場合は、金抜き設計書にある本工事費内訳書の項目順に作成し、「日付(開札日)」「契約番号」「工事名」「住所・商号又は名称・代表者氏名等」を明記すること。

【注意事項】

ア 工事費内訳書を提出しない場合には入札を無効とする。

イ 提出された工事費内訳書の工事費内訳金額の計が入札金額と一致しない場合、又は工事費内訳書の内容に

重大かつ明白な不備がある場合は、入札を無効とすることがある。

- ウ 工事費内訳金額の計を算出後、値引きにより入札価格と一致させることは不可とする。ただし、千円未満 の端数切捨てのための値引きは可とする。
- エ 工事費内訳書は、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金

落札者は、この工事の請負契約の締結に際しては、契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)の10分の10以上に相当する契約保証金を納めなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保としての有価証券等又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 入札参加資格の審査及び落札の決定

- (1) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であるかを審査する。
- (2) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その 旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に 代える。
 - イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。 この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした 者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行い、以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り 返す。
- (3) 入札参加資格の審査にあたっては、当該落札候補者は、次のアに規定する申請書類を1部、提出の求めのあった日の翌日から起算して2日以内(市の休日を除く。)に提出し、また審査のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、前号イの手続により落札者を決定する。

ア 申請書類

- ① 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格要件確認申請書
- ② 同種工事の施工実績調書

入札公告の資格要件に規定する施工実績を記載すること。なお、記載件数は代表的な工事1件以上で、同工事に係る契約書の写し、仕様書、設計書、図面等同種工事であることが確認できる書類を添付すること。

③ 配置予定技術者等の資格及び工事経験調書

入札公告の資格要件に規定する配置予定技術者の資格を記載し、配置予定技術者の資格証明書及び監理 技術者資格証明書の写しを添付すること。また、配置予定技術者の雇用関係が確認できるもの(健康保 険証の写し等)を添付すること。なお、入札日において、監理技術者、主任技術者又は現場代理人とし て他の工事に従事している者を当該工事の配置予定技術者として届け出ることはできない。(ただし、 着工までに現在従事している工事が終了する予定である場合を除く。)

④ 総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)の写し(最新のもの)

イ その他

- ① 資料の作成に係る費用及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ② 契約担当者は、提出された申請書類を、参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書類及び確認資料は返却しない。
- ④ 提出後は、原則として申請書類及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) (2) のイの手続により、落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該 落札候補者に入札参加資格不適格通知書を送付する。
- (5) 落札候補者の入札価格が、低入札調査基準価格未満である場合は、入札参加資格の審査とあわせて、可児市低入札価格調査要領に定める調査を行う。調査の結果、契約締結に至った場合、その落札者は監理技術者及び主任技術者とは別に、これらと同等の資格を持つ技術者を専任で1名現場に配置するものとする。
- (6) 前号の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあ

って著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な 入札を行った他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

- (7) 当該落札候補者は、調査のために必要な指示に従わない場合には、前号に該当するものとし、当該落札候補 者を落札者としないものとする。
- (8) 入札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象となった場合、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。
- (9) 落札候補者の入札参加資格の審査及び落札決定は、原則として、(3)アの申請書類の提出期限の翌日から起 算して2日以内(市の休日を除く。)に行い、次順位者の場合も同様とする。ただし、低入札価格調査制度 に基づく調査を実施する場合は、この限りではない。
- (10) 落札者を決定した場合は、直ちに落札者に対し通知するものとする。

9 契約締結に関する事項

- (1) 落札者が決定したときは、本市の定める工事の請負契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (2) 落札者が、特別の理由もなく落札者決定の日から1週間以内に契約を締結しない場合は、その落札を無効と する。
- (3) 可児市議会の議決に付さなければならない建設工事は、落札者の決定後、請負契約(仮契約)を締結し、議会の議決後に本契約となる。

10 入札又は開札の延期又は中止

次の場合には、入札又は開札を延期又は中止することがある。この場合において生じた損害は、入札者の 負担とする。

- ① 明らかに談合の事実が確認されたとき又は談合の疑いがあるとき。
- ② 電子入札システムに障害が発生した場合、天災その他やむを得ない理由によるとき。

11 談合行為に対する措置

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6及び同法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、損害賠償金として請負金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は、日本国通貨とする。
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (3) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。なお、この場合は原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領に基づき指名停止措置となる。
- (5) 予定価格を超える金額で入札書を提出した場合、不誠実な行為として指名停止措置を行うことがある。
- (6) 落札者が、当該工事の本契約締結の日までに、可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく指名停止措置を受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。また、契約後に当要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。
- (7) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生 するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、通知書により、発注者に対して、 その旨を当該事案の状況の把握のために必要な情報と併せて通知すること。